

TOWN TOPICS 4.21(火) 宇美町・志免町と「窓口事務相互応援協定」を締結しました

宇美町、志免町、須恵町の3人の町長が宇美町役場に集まり、「窓口事務相互応援協定」の協定書に署名しました。

この協定は、3町の職員に新型コロナウイルスの感染者が出た場合、他町の職員が応援に駆け付け、行政事務を継続する態勢をとることを目的としたものです。

3町いずれかの職員に感染者が出た場合、同じ課の職員も濃厚接触者として出勤不能になるため、その町の行政サービスに支障が出ないように、ほかの町が職員を派遣します。相互応援の対象となるのは戸籍の届け出や町民税、介護保険など住民生活に不可欠な12項目の業務です。



協定を締結した3町の町長(左から宇美町長、志免町長、須恵町長)

梅雨時期の災害に備えましょう

梅雨時期を迎え、大雨や長雨による土砂災害や水害が発生しやすくなります。こうした災害に備え、雨量や土砂災害の前ぶれに注意し、避難方法や避難場所を確認するなど「自分の安全は自分で守る」という気持ちで、日ごろから準備しておくことが大切です。

日ごろの備え
●最新の気象情報をチェックし、正確な情報を収集しましょう
梅雨時期や台風シーズンなど、洪水が起これやすい時期には、特に、テレビやラジオなどの天気予報に注意しましょう。他にも、次のような手段で情報を入手できます。

●防災無線テレホンサービス
須恵町では防災行政無線放送による緊急時(災害時)放送および定時放送を聞き逃した人のために、電話(フリーダイヤル)で放送内容を確認できます。
☎0120・8940・55

●町のホームページ
町内で避難勧告や避難指示を発表するときは、ホームページでも確認することができま

●台風への備え、家のまわりの点検をしましょう
家の周りに吹き飛ばされそうなものは、雨戸や雨どいは傷んでいないか確認しておきましょう。

●普段から、非常食や持ち出しものなどの避難準備をしておきましょう
非常食には、調理の手間がかからず、水

もあまり使用しないもの(レトルト食品や缶詰など)を選びましょう。また、懐中電灯やラジオ、乾電池も忘れずに用意しておきましょう。

●自分がどのルートで、どこに避難すべきかを確認しておきましょう
お住まいの地域に避難勧告などが発令された場合に備えて、避難場所と避難経路を確認しておきましょう。

●須恵町防災ハザードマップを活用しましょう
須恵町防災ハザードマップには、災害の危険箇所や災害から身を守るための情報が掲載されています。役場1階窓口や総務課窓口にも備え付けてありますので、ご覧ください。また、下記QRコードからも確認できます。



避難とは、災害などを避けて安全な場所へ移ることであり、避難場所に行くことだけが避難ではありません。

暗くなると周囲が良く見えない状況での徒歩による避難や、すでに増水している川の近くを通って避難することは大変危険です。状況によっては自宅の2階や近くの頑丈な建物に避難する方が安全な場合もあります。状況に応じて、適切な避難をしましょう。

危険が迫ったら、命を守る最低限の行動をとってください。



避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となります。

また、災害時には断水により水道水での手洗いなどができない可能性もあり、避難所など密集した環境下での集団生活により、新型コロナウイルスなどの感染症が拡大するリスクが高まります。

新型コロナウイルスが収束する前に、地震、風水害が起きたらどうなるのか、平時から事前準備および災害時の対応を考えておきましょう。

●本日に避難所へ行く必要がある人を適切に受け入れるための対策
「避難とは一難を一避けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行くことは避けましょう。

●本日に避難所に行く必要のある人を、適切に受け入れられるようご協力ください。
自宅が危険な場合も、避難先は町が開設する避難所だけではありません。可能な場合は、車中泊(一時避難所である健康広場、各小学校および須恵中学校のグラウンドを開放)や、安全な親戚・友人の家などに避難することも検討しましょう。

●手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底
※避難が長期になる場合は、エコノミーフラストレーションに注意が必要です。

避難者や、避難所運営に係わる人は、断水などの影響がない場合、頻りに手洗いするとともに、咳エチケットなどの基本的な

感染症対策を徹底しましょう。

●避難所の衛生環境の確保
物品などは家庭用洗剤を用いて定期的、または目に見える汚れがあるときに清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えましょう。

●避難所に持っていくもの
風水害時、事前に避難する際は、自分の必要なものは自分で持っていくようにしましょう。なお、その際、必要な物品を持っていくよう時間に余裕をもって、降雨が激しくなる前に避難を完了させてください。

●十分な換気の実施、スペースの確保など
町は備蓄品は数に限りがあり、無いものもあることから、自分の必要なものは自分で持っていくことを徹底するようお願いいたします。

- ・マスク
- ・アルコール消毒液、消毒シートなど
- ・体温計
- ・寝具(毛布など)
- ・スリッパ
- ・最低3日分の食料と飲料水
- ・着替え
- ・ポリ袋
- ・ティッシュ、ウエットティッシュ
- ・石鹸(ハンドソープ)
- ・使い捨てビニール手袋
- ・携帯ラジオ
- ・モバイルバッテリー など

●十分な換気の実施、スペースの確保など
避難所では、十分な換気と、避難が必要な人が避難所で過ごすスペースが確保できるようにご協力を願います。

6月は現況届の提出月です お忘れなく!!

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。これは、年度ごとに児童手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためです。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。申請方法は次のとおりです。

- ▶ 申請方法 1階の子ども教育課へ郵送または持参
- ▶ 申請期間 令和2年6月30日(火)まで
- ▶ 申請に必要な書類
 - ・現況届申請用紙(5月末までに郵送しています)
 - ・印鑑
 - ・健康保険被保険者証の写し(請求者が社会保険に加入している場合)
 ※児童と別居している場合などは、別途提出が必要な書類があります。
- ▶ 問い合わせ先 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください

児童手当とは

児童手当は、児童を養育している人に支給することで、家庭における生活の安定と児童の健やかな成長に役立てることを目的とした制度です。

須恵町に住民登録している人で、中学校3年修了前までの児童を養育している生計の中心者(養育者の中で、主に所得の高い人)が請求できます。

支給額は次のとおりです。ただし所得制限があり、所得制限を超えた場合は、特例給付として一律5,000円が支給されます。

3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第1子・第2子)
3歳以上小学校修了前	15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)
所得制限を超えた場合は特例給付	5,000円(一律)

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

例 次の4人の子どもを養育している場合(大学1年生、高校2年生、中学3年生、小学6年生)
児童手当では、高校2年生の児童から第1子と数えるので、小学6年生の児童は第3子となり、通常10,000円の手当が15,000円になります。高校生の児童が卒業すれば、第3子扱いはなくなり、10,000円になります。